

——初めて予防行政に携わる人と
もう一步広い知識を求めている人のために——

特定防火対象物と遡及適用

消防法令研究会

消防法の消防設備規制の中で「特定防火対象物」は特別な位置を占めている。

「特定防火対象物」は、法律上「百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令（令三四条の四第一項）で定めるものに限る。）その他同条（法一七条）第一項の防火対象物で多数の者が出入りするものとして政令（令三四条の四第二項）で定めるもの」とされている（法第一七条の二）。

これらの防火対象物（特定防火対象物）は、消防法第一七条の二（適用の除外）にあるように、「遡及適用」の対象となる防火対象物なのであるが、消防用設備等の設置基準の中で「特定防火対象物」に相当する防火対象物を「特に厳しく規制すべき防火対象物」として扱っているのが、何となく混同して扱われている場合も多いようである。今回は、この「特定防火対象物」について、少し詳しく考えてみることにしたい。

遡及と不遡及

「遡及適用」とは何か、について、まずおさらいしておく必要があるかも知れない。

ある規制が施行され又は適用になった時、既に存在している建築物等は、その規制に適合しているとは限らない。工事中のものも同様である。適合して

いないものについて、その新しい規制にわざわざ適合させる必要があるかどうか、ということが問題である。普通、適合させる必要がある場合を「遡及適用」がある、と言いい、適合させる必要がない場合を「不遡及」である、と言っている。文字どおり、ある規制が施行された時に既に建っている建築物等に対し、建築された時に遡ってその規制を適用する、というのが「遡及適用」の意味である。

普通の法律の規制は、「遡及適用」があるのが普通である。この点について特に何も書かれていなければ、その規制は遡及適用されるのである。

しかし、建築物等のように、法令が改正されたからと言って簡単に法令に適合させるようにするわけにはいかないものについては、「不遡及」である旨が特別に規定されている。（規制が施行になった時既に建築済みであるため、その規制には適合しないが「不遡及」であるため違反ではない建築物のことを「既存不適格建築物」ということとはご存知のとおりである。）

消防法においては、その「原則として不遡及」という規定が第一七条の二第一項である。ここでは、消防用設備等の設置維持義務（法一七条）に係る規定は、その規定が施行又は適用された時に、既に建っているか工事中である防火対象物に係る消防用設備等については原則として「不遡及」であり、

従来からの規定に適合していればよい、としている。

「原則として」であるから、当然例外もある。例外的に「遡及」する場合として、次の六つのケースがある。

第一は、後から設置したり工事したりするのが容易な消防用設備等であり、

① 消火器（法一七条の二第一項）

② 避難器具（ 〃 ）

③ 簡易消火用具（令三四条一号）

④ 特定の防火対象物（後述）に設置する自動火災報知設備（ 〃 二

号）

* 特定の防火対象物……政令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、

(九)項イ、(一六)項イ及び(一七)項に掲げる防火対象物

⑤ 漏電火災警報器（ 〃 三号）

⑥ 非常警報器具及び非常警報設備（ 〃 四号）

⑦ 誘導灯及び誘導標識（ 〃 五号）

がこれに当たる。これらの消防用設備等についての規定が改正された場合には、特に規定しない限り、既存の防火対象物に設置されているものについても、新しい規定に適合させなければならないのである（法一七条の二第一項）。

第二は、既存の防火対象物や工事中の防火対象物に係る消防用設備等が、新たに施行又は適用になった規定にたまたま適合している場合である。この

場合には、以後新しい規定にずっと拘束されることになる。当たり前のように見えるかも知れないが、この設備を修繕したり交換したりするときに、安いからといってわざわざ従前の規定に適合するものに変えてしまったりすることはダメ、と言っているのである(法一七条の二第一項)。

第三は、新しい規定が適用になった時に、その規定に相当する従来の規定に違反している場合である(法一七条の二第二項一号)。「違反しているのに「不遡及」なんてとんでもない」というわけであろうが、その規定に相当しない従来の規定に違反しているだけで当該規定には違反していないものについては遡及しない、という意味でもあるので、少し甘いような気もする。

第四は、新しい規定が施行又は適用された後に大規模な増改築や修繕、模様替え等を行う場合である。ついでだから新しい規定に適合させるようにしてほしい、ということだろう(法一七条の二第二項二号)。

なお、この大規模な増改築等の定義については、政令で次のように定められている。

(1) 大規模な増改築の場合

① 基準時以後に増改築された部分の床面積の合計が一〇〇〇㎡以上となることとなるもの(令三四条の二第一項一号)

② 基準時以後に増改築された部分

の床面積の合計が基準時の延べ面積の半分以上となることとなるもの(令三四条の二第一項二号)

*この場合の「基準時」については、同条二項に定義があるが、ちょっと読んだだけではわからないくらい分かりにくい表現になっている。要するに、「新しい規定が施行され、

既存のものも含めて一般に適用になった時」という程度の意味でとらえておけば間違いはないだろう。

(2) 大規模な修繕、模様替えの場合

○当該防火対象物の主要構造物である壁について行う過半の修繕又は模様替え(令三四条の三)

第五は、新しい規定に適合するようになった場合である。新しい規定に一度適合するようになったら、それ以後は「不遡及」の権利はなくなり、新しい規定にずっと拘束されるということである。第二のケースと同じ考え方によるものであろう(法一七条の二第二項三号)。

ここまで説明すれば、建築基準法に詳しい人はすぐ、第一のケース以外は建築基準法とそっくりであることに気づくだろう。建築基準法第三条(適用の除外)の第二項がケース二に、第三項第一号、第二号がケース三に、第三項第三号、第四号がケース四に、第五号がケース五にそれぞれ相当することは、両法を比較してみればすぐわかる。ケース二からケース五までの遡及適用の

対象は、この種の規制については、日本の法律の常識なのである。

なお、増改築と大規模な修繕、模様替えの定義が両法で微妙に違うことも知っておいてよいだろう。増改築については、建築基準法ではその規模を問わないのに対して、消防法では一〇〇〇㎡以上とか、半分以上とかいった制約を加えているし、大規模な修繕、模様替えについては、建築基準法では「主要構造部の一種以上について行う過半の……」としているのに対して、消防法では「主要構造部である壁について行う過半の……」というように限定している。これらは、建築物全体について規制する建築基準法と、設備について規制する消防法との違いからくるのであろう。

特定防火対象物

以上の五つのケースと大きく違うのが第六のケースである。

第六は、火災が発生したときに人命被害が大きくなる可能性のある用途の防火対象物の場合であり、このような用途の防火対象物が本稿のテーマである「特定防火対象物」である。特定防火対象物としては、政令(令三四条の四第二項)で次のような用途が定められている(法一七条の二第二項四号)。

① 政令別表第一(一)項

(劇場、映画館、公会堂等)

②

(一)項

③ (キャバレー、ダンスホール等)

④ (料理店、飲食店等)

⑤ (百貨店、店舗、展示場等)

⑥ (旅館、ホテル等)

⑦ (病院、福祉施設、幼稚園等)

⑧ (蒸気浴場、熱気浴場等)

⑨ (特定複合用途防火対象物)

⑩ (地下街)

⑪ (準地下街)

⑫ (一六の三)項

⑬ (一六の二)項

⑭ (一六の二)項

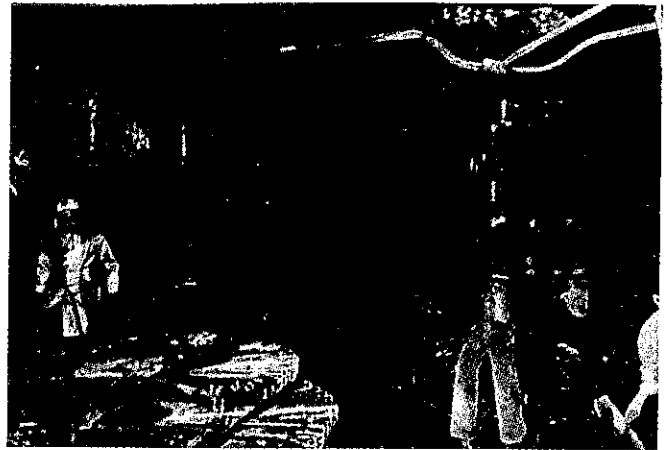
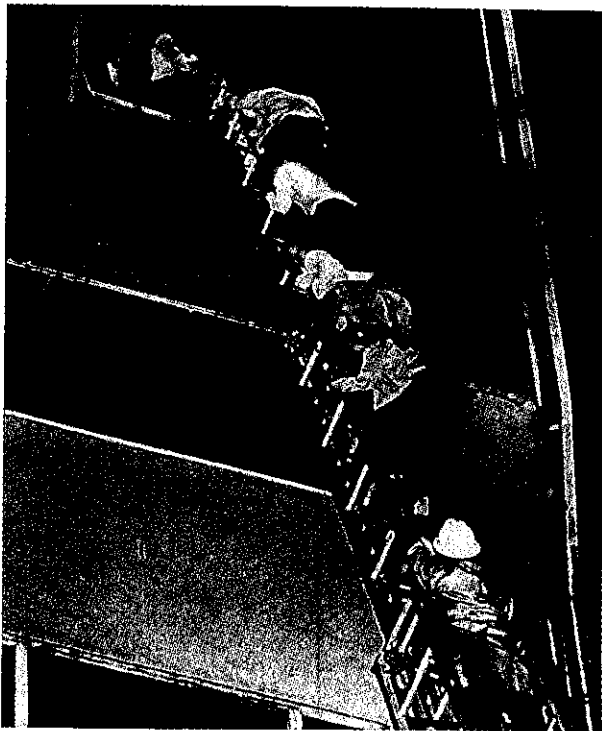
⑮ (一六の三)項

⑯ (一六の三)項

これらの特定防火対象物は、不特定多数の人や老幼弱者が利用する施設であり、火災が発生した場合の人命危険が大きいので、消防用設備等の規制が改正されて厳しくなれば、一定期間の後には、それに適合させなければならぬのである。

遡及適用のある防火対象物については、スプリンクラー設備や屋内消火栓設備等を、使用中の建物に後から設置しなければならなくなったりするわけであるから、考えてみれば厳しい話である。設置費用もさることながら、使用中の部分を工事する場合の段取りが極めて大変だろうと思う。

それにもかかわらずこの特定防火対



▲千日デパート火災の惨事が特定防火対象物を生んだ。

象物が「遡及適用」の対象とされるようになったのは、実は、一〇〇人以上の死者を出した大阪千日デパートビル火災や、熊本大洋デパート火災の教訓からである。当時（昭和四九年六月改正）も、この規定が「憲法違反ではないか」などといった厳しい反対意見もあったのであるが、国会での議論の末に、貴い人命を火災から守る、という大義名分が勝ってこの規定が遡及対象に追加されたのである。

特定防火対象物と同様の用途が他の条文にも登場する

この特定防火対象物の用途は、「火災が発生した場合に人命危険の高いもの」として消防法施行令別表第一の用途から選出されたものであり、消防法では、他にもしばしば同様の用途が定められている。

- 令一条の二第三項（防火管理者の設置義務）
- 令三条一項二号（防火管理者の資格）
- 令四条の二第一号（共同防火管理の義務）
- 令九条の二（地下街と一体をなす防火対象物の地階）
- 令一二条一項二号、八号（スプリンクラー設備の設置義務）
- 令二一条一項三号、五号（自動火災報知設備の設置義務）
- 令二一条の二項一項（ガス漏れ火災警報設備の設置義務）
- 令二二条一項六号（漏電火災警報設備の設置義務）
- 令二四条一項四号（非常警報設備等の設置義務）
- 令二六条一項（誘導灯等の設置義務）
- 令三四条二号（自動火災報知設備の遡及）
- 令三四条の四（遡及適用のある防火対象物）
- 令三五条一項一号（消防機関による検査の義務）
- 令三六条二項一号（消防設備士等による点検義務）

表

知設備の規定が遡及適用される防火対象物である（令三四条二号）。この防火対象物は、特定防火対象物のうちから（一六の二）項（地下街）及び（一六の三）項（準地下街）を除き、（一七）項（重要文化財として指定された建造物等）を加えたものである。ここで地下街、準地下街が除かれているのは、この規定が出来たとき（昭和四七年二月）には政令別表第一に（一六の二）項と（一六の三）項がなかったためであり、その後（昭和四九年六月）特定防火対象物に対する遡及適用条項が新設されたために、あらためて改正する必要がなくなつて現在に至っているであろう。一方（一七）項が付け加わった形になっているのは、重要文化財等を火災から守るためには、せめて自動火災報知設備くらいは遡及適用されてしかるべきだ、という考え方が来ているに違いない。

ソフト面でも、特定防火対象物と同様のものについて特に規制が厳しくなっているものは多い。防火管理者の設置義務のある防火対象物について、特定防火対象物相当のものとしてでないものでは収容人員で差が設けられている（令一条の二第三項）。し、共同防火管理義務がある防火対象物も、特定防火対象物相当のものが中心（令四条の二第一号、（一六項口）は例外）であることなどは、改めて言うまでもないだろう。

もう一つの例は、「防火防火す」である。方々

もう一つの例は、「防災防火対象物」である。防災防火対象物とは、カーテンやじゅうたん等の「防災対象物品」に一定の防災性能を持ったものを使わなければならない（防災規制の対象となる）防火対象物のことで、政令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項(九)項イ、(二二)項ロ及び(二六の三)項に掲げる防火対象物を言う（令四条の三第一項）。

（正確に言うと、この防災防火対象物のほかに、高層建築物、消防長等の指定する地下街、工事中の建築物若しくは工作物及び複合用途防火対象物の部分で防災防火対象物の用途に供されるものも防災規制の対象になる。（法八条の三第一項）

防災防火対象物は、事実上、特定防火対象物に(二二)項ロ（映画スタジオ又はテレビスタジオ）を加えたものとなっていることがお分かりだろう。なお、(二二)項ロが防災防火対象物とされているのは、大道具用の合板が防災対象物品とされているためである（令四条の三第三項）。

このほかにも、特定防火対象物又はこれから(二六)項イ、(二六の二)項、(二六の三)項等を除いた用途が、「火災が発生した場合に人命危険の高い用途」として頻りに登場する。スペースの關係で詳しく触れることはできないが、表の様な条文があるので、興味のある方は確かめてみるとよいだろう。

'94 防災シンポジウム京都

平成6年9月5日(月)

-安全で安心な暮らしのために-

『古都の防災環境』開催!

[主催]京都市・京都府・京都地方気象台・(社)日本損害保険協会

[後援](財)平安建都1200年記念協会(財)国際消防交流協会

＜カラーグラビア参照＞

9月5日、京都府総合見本市会館パルスプラザ3階「稲盛ホール」において、京都府、京都市、京都地方気象台、(財)日本損害保険協会の主催、(財)平安建都1200年記念協会、(財)国際消防交流協会の後援により、「'94防災シンポジウム京都―安全で安心な暮らしのため―」が開催された。

12時30分に会場、京都府知事である荒巻禎一氏、日本損害保険協会京都支部委員長の中村克彦氏による「開会挨拶」があった。その後、文政大学教授でありNHK解説委員の伊藤和明氏（(財)国際消防交流協会会長・本誌論説副委員長）より「総合進行者挨拶」があった。13時30分より、日本気象学会評議員であり気象キャスターの宮澤清治氏を講師として、「古都の災害の歴史」をテーマに基調講演が行われた。

10分間の休憩ののちに、伊藤和明氏をコーディネーター、宮澤清治氏をアドバイザーとして、京都大学大学院教授である尾池和夫氏、京都地方気象台長である保科正男氏、京都市消防局安全救急部長である月本文夫氏、京都芸術短期大学専任講師であり陸上競技スターである高木克美氏をパネリストとして、パネルディスカッション「古都の災害環境」が行われた。

「日本の歴史は、人災を含め、災害と防災の歴史ということができると思い、京都は、本年建都1200年を迎えた古くから栄えてきた都市で、過去に大きな人災・天災を見てきた都市ということができるのでないでしょうか。しかし、近年京都は大きな災害に見舞われない平和な時代のうちに、古都の風情と近代都市の機能を兼ね備えた大都市に発展してきました。災害を防ぐには、行政の力だけでは難しく、そこに住む人、そこを歩き交う人の力が必要だと思えます。

そこで改めて、日本の歴史を有する都市（京都）、都市の近代化と拡大する都市の防災を、火災・地震・風水害等のいろいろな角度から検討することに、安全で安心な歴史的近代都市とはどういふものなのか、皆様と一緒に考えていきたいと本シンポジウムを企画いたしました。」

以上がこのシンポジウムの趣旨であるが、「安全で安心な歴史的近代都市」とは、1200年都市・京都においてのみにとどまらず、今後、私たちひとりひとりが生活していくうえでの私たちの都市が目指す究極のテーマであるということができよう。